

令和6年第5回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年12月23日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
第 5 議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第 7 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
第 8 議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）
第 9 議案第57号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第10 議案第58号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
第11 議案第59号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第3号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝 則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳 之 君	8番	岩井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬場 希 君
副 村 長	大石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	秋 元 千 春 君

住 民 課 長	小 林 義 幸 君
保 健 福 祉 課 長	高 松 重 和 君
産 業 課 長	神 信 弘 君
建 設 課 長	釣 賀 謙 一 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教 育 委 員 会 次 長	藤 田 俊 幸 君

◎議会事務局

事 務 局 長	横 井 慎 之 君
---------	-----------

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第5回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案8件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能登ゆう君及び5番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和6年11月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2から3ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第52号ないし日程第7 議案第55号

- 議長（岩井英明君） 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第4、議案第52号から日程第7、議案第55号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって日程第4、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第5、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第7、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長(秋元千春君) それでは、ただいま上程いただきました議案第52号から55号につきましては、本年度人事院勧告に基づく給与改定となっております、一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に係る本年度人事院勧告の概要につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、議案第52号の40ページをお開きいただければと思います。後ろから2枚目になります。40ページの資料を基にご説明させていただきます。本年の給与改定につきましては、民間企業の状況を反映いたしまして約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっております。それを踏まえまして、今年度人事院勧告による給与勧告のポイントは、資料にありますとおり大きく3点となっております。1点目は民間企業との較差、これ2.76%となっておりますが、これを解消するため、全体で3%の引上げを行っております。初任給をはじめとする俸給月額引上げで、特に初任給、若年層の水準が大幅に引き上げられました。2点目が真ん中から下にありますボーナスのところでございます。ボーナスは0.1か月分の引上げで、民間の支給状況を踏まえまして期末手当及び勤勉手当が各0.05か月分ずつ均等に配分するものとなっております、これにより年間のボーナス支給月数を現行の4.5か月から4.6月とするものでございます。3点目は、一番下にありますとおり、寒冷地手当につきましても民間支給額を踏まえまして月額11.3%引き上げるものとなっております。1ページ以降は後ほどご参考ご参照いただければと思っております。以上、人事院勧告の概要を説明させていただきます、各議案につきましてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

それでは、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、この条例を改

正しようとするものでございます。

後ろのほうの資料37ページの改正要点資料を御覧ください。37ページの改正要点資料で
ございます。改正条例案第1条におきましては、本年度人事院勧告に基づく期末、勤勉手
当の支給率の改正でございます。期末手当年間支給率を現行の100分の245を100分の250に、
勤勉手当年間支給率を現行の100分の205から100分の210へと改正し、年間の期末、勤勉手
当支給率を100分の450から100分の460とするものでございます。なお、(参考)の下にあり
ますが、再任用職員に関する期末、勤勉手当の年間支給率は現行の100分の235から100分の
240となります。中段にあります寒冷地手当の額の改正でございますけれども、扶養親族の
ある世帯主につきましては現行月額2万6,380円が2万9,400円、月額3,020円の増となっ
てございます。単身の世帯主につきましては、現行月額1万4,580円から1万6,200円、月額
で1,620円の増となります。その他の世帯につきましては、月額1万340円から1万1,500
円、月額1,160円の増としようとするものでございまして、その下に給料表の改定というこ
とで平均改定率3%と書いてございますが、これにつきましても主に2ページから11ペー
ジの行政職給料表1から3を平均3.0%改定するというものでございます。なお、期末、勤
勉手当につきましては令和6年12月支給分から、給料表につきましては令和6年4月1日
に遡及し、適用するものでございます。同一の給料表を準用しております会計年度職員に
つきましても同様の取扱いとなります。

下段の改正条例案第2条におきましては、令和7年6月以降の支給分の期末、勤勉手当
の率を6月、12月ともに100分の230というふうに改定しまして、年間の支給率を100分の460
とするものでございます。

38ページのほうに参りますが、改正の附則におきましては、改正条例の施行期日をはじ
め、条例改正前の規定に基づいて支給された給与は条例改正後の給与の内払いとみなす規
定を定めているところでございます。

次に、議案第53号のほうに移ります。議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及
び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙
のとおり提出する。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、村ではかねてより国公準拠の方針を取っており、先ほど
ご説明いたしました人事院勧告に基づきまして期末手当の率を改定したく、この条例を改
正しようとするものでございます。

3ページになりますが、改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条におきまして
は期末手当の支給率を本年の12月期分から遡及適用し、年間支給率を改正前の100分の450
から100分の460に改定するとともに、改正条例案第2条におきましては来年度の6月、12
月の期末手当支給率を100分の230とし、年間100分の460に支給する改正内容となっ
ております。

また、改正条例案附則第1条におきましては条例改正の施行期日を定めまして、附則第2条におきましても、既に支給されている期末手当につきましては、条例改正後の規定を適用させる場合は改正条例前の規定に基づいて支給された期末手当は条例改正後の期末手当の内払いとするとする規定を定めております。

次に参ります。続きまして、議案第54号に移ります。議案第54号 赤井川村教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第53号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、議案第55号について説明させていただきます。議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

本議案につきましても条例改正の理由並びに改正内容につきましては議案第52号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上で議案第52号から55号まで一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

連茂君。

○2番（連 茂君） この時期に臨時会を行っているということは、多分今回のボーナスから、ボーナスって言わないのですよね、期末手当からこれが適用になるという、適用したいという思いでこういう臨時会が持たれているのだと思うのですけれども、この支給日というのはいつになるのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（秋元千春君） この条例が通って予算も通りましたら、今週の金曜日、12月27日の支給を今のところ考えております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） これ人事院勧告に基づくものなので、決して反対の意味で言うわけではないのですけれども、ちょっと配慮が必要かなというふうに、この時期なので。特に村からの支払いとかいろいろというのを年をまたいで行う、もしくは一般民間とのすり合わせのためのこの勧告という意味合いはよく分かるのですけれども、当然それは全ての住民に適用されるわけではなくて、俺給料上がってないよとかという人もいると思うので

す。そういう人たちが真っ先に赤井川の職員だけ給料上がっているよという、やはりちょっと気分がよくないというふうな、住民感情的にそういうふうな気持ちというのは発生するものだと思いますので、そういうふうな部分でいうと住民に対する配慮が欲しいなというふうに思います。これは、そういうふう希望するというふうな感じで受け取っていただいて結構だと思います。

あと、もう一点ちょっと質問したいのですけれども、人事院勧告に伴って赤井川村の職員の給料が上がるわけですから、付随して赤井川村として例えば農業委員だとか、あと民生委員だとか、いろいろと村からの報酬をもらっている人たちっていると思うのですけれども、その辺の改正というか、に関しては今検討されているのかどうか、ちょっと質問させてください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（秋元千春君） 今回の人事院勧告のこの制度の適用を受ける方につきましては、議員さんもそうですし、職員、そしてあと会計年度任用職員というふうになっておまして、民生委員だとか農業委員さんだとか、ある程度月額とか日額報酬ですか、定められている方につきましては変更はないというふうな状況です。あくまでも職員と主に会計年度任用職員が今回の人勧の対象になるということでございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） 以前阿部議員からも話あったと思うのですけれども、特に僕が関わっていた部分でいうと、農業委員会というのは多分僕が農業委員になったときから今まで報酬ずっと変わっていない。ということは、もう20年以上変わっていないということになると思うのです。今回、何度も言うように人事院勧告での言わば国からの命令みたいな形で上げるわけなのですけれども、これは世間のベースアップに合わせた形で上げようというふうなものだと思うのです。ということは、例えば農業委員にしても、周り上がっているのに俺上がっていない、でも同じ仕事しろっていったら、これはバランスがとっても悪くなると思うので、ぜひもう一度その辺の報酬の部分も見詰め直していただきたいなというふうなのを期待、希望します。意見としてお伝えさせていただきますので、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思いますので、お願いします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 質問にお答えします。

今回の部分に関しては、基本職員の給与の部分の改定、それから特別職及び議会議員の要はボーナスと言われる部分ももらっている方々の月数の変更という形なので、今の話でいくと例えば議員報酬だとか、特別職の報酬だとか、そっちの報酬部分を上げるという部分に関わってくることだというふうに思います。それに関しては、例年、毎年上げるという形は取っておりませんので、近隣の町村の動向も見ながら検討はさせていただいて、報酬審議会等にかかけたりもさせていただいているので、今後必要があればそういう部分に関

しては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 先ほど連議員からもあった住民感情という目線から質問いたします。

特に特別職の職員、議会議員も含めてですけれども、今回基準の報酬を上げるという話ではなくて期末手当の率を合わせるという形ですので、反対というわけではないのですが、ただ財政健全化を目指して健全化アクションプラン掲げまして、住民に身近なお金というのはどんどん削られている状況です。各種団体への補助金とかもそうですし、あと産業、農業関係の補助金などもいろいろな改定が行われている中での報酬アップということです。特別職である私たち物事を決める立場の人たちの報酬は当たり前のように合わせて変わっていく、これが住民から見てどのように見えるかということは自戒も含めて重々考えなければいけない点だと思います。削る、削るというのではちょっと後ろ向きな気がするので、上げながらしっかり仕事をしていくという形で臨みたいとは思いますが、それは住民の方たちに対しても一緒だと思います。財政厳しいからといってやみくもに削っていく、そんな形ではやっぱり住民の感情的にも冷え込んでしまいますし、せっかく赤井川でいろんな活動を前向きに取り組まれている方々の感情的な部分損ねることにもつながりますので、自分たちもやっぱり上げたことに見合った仕事を頑張っていこうという気持ちとともに、それは村民の皆様に対しても同じような姿勢で、一律に財政健全化を掲げて削っていけばいいという話ではない。その辺の村長の考え方についてはちょっと確認したいかなと思って、今質問いたしました。村長のお考えをお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 大変申し訳ないのですけれども、何かきれいごとだけを言っているなという気がしてなりません。これはこれできちんと一応定められた基準に基づいてやっている。我々の報酬というのは報酬審議会、議員さんもそうですけれども、そういうところできちんと言意を反映されながら決まっていくという流れの中で、そういったような話が出てくるというのが僕としてはなかなか解せないなというふうに思います。住民感情当然あるのでしょうけれども、財政健全化で全てを削るなんていうことは言っておりませんし、前の議会するときにもお話ししておりますように、来年度に向けてはいろいろ制度改正だとかというものでそれぞれの支援に充てていこうということも今準備をしておりますので、そういったような形の中で進めていますので、特にこのことが住民感情をどうのこうのというふうにはつながらないだろうというふうに僕は思っておりますので、そういうふうにご答弁をさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ではありません。当然だと思います。住民からどう見えるかということが一番にやはり配慮していただきたい部分ですし、一般の行政職の方はともかく、特別職はまた人事院勧告とは別のところなので、合わせて安易に一緒に上げていくという、

本来だったらそういうものではないはずですが。もちろん上げればそれでいいでしょうけれども、なので健全化といいながら一般の住民の方への支援というのを一方的に削る、そんなことをするくらいだったら、やはり自分たちの報酬まず削ってでも住民の部分はそのまま現行維持というのが私は基本的な考えかなと思います。そういう意味でお聞きしました。

あと、話変わりますが、議案第52号の寒冷地手当の部分について、まず寒冷地手当についての考え方と、あと会計年度任用職員の方への支給実態というのについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（秋元千春君） 寒冷地手当につきましては、北海道の場合は赤井川のところは1級とか、そういうふうな区分づけがあったりなんかしますけれども、雪が降るだけではなくて、寒いところで寒冷地に関わっているいろんな経費が必要な地域に支給されているというような状況になってございます。それと、会計年度職員に関しましては支給の対象とはなっていないという状況でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 任用職員の方について支給されていないという理由についてお聞かせください。

○総務課長（秋元千春君） これにつきましては、地方公務員法か地方自治法のほうに定められておまして、うちはその定めに従って会計年度職員の方のいろいろな手当、報酬含めて支給しているという状況でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 自治法のほうは確認していないので、後からお勉強しようと思いますが、ただ会計年度任用職員さんの扱いについては、やはり同一労働同一賃金というのが建前となっている今の社会ではやはりいろいろ疑問の声もあちこちで上がっております。寒い地域で生活大変なのは皆一緒ですから、同じくお仕事していて手当の差というのはやはり疑問の残るところです。今後も自治法など確認した上でまた質問したいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第54号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第56号ないし日程第11 議案第59号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

この際、日程第8、議案第56号から日程第11、議案第59号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第7号)、日程第9、議案第57号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第10、議案第58号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算(第3号)及び日程第11、議案第59号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算(第3号)を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました議案についてごせつめいをさせていただきます。

まずは、令和6年度赤井川村一般会計補正予算書(第7号)でございます。

1ページをお開きください。議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第7号)。

令和6年度赤井川村の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,811万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

それでは、次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に900万を追加し、1億6,984万3,000円にしようとするものでございます。2項の基金繰入金の追加でございます。

20款諸収入、既定額に7万3,000円を追加し、7,760万9,000円に。4項の雑入の追加でございます。

歳入合計既定額に907万3,000円を追加し、30億7,811万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページに入ります。歳出、1款議会費、既定額に34万9,000円を追加し、4,788万7,000円に。1項議会費の追加でございます。

2款総務費、既定額に231万7,000円を追加し、5億2,031万9,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費の追加でございます。

3款民生費、既定額に127万9,000円を追加し、3億9,964万9,000円に。1項の社会福祉費で114万9,000円の追加、2項児童福祉費で13万円の追加でございます。

4款衛生費、既定額から45万5,000円を減じて3億6,323万6,000円に。1項の保健衛生費の減でございます。

5款農林水産業費、既定額に326万8,000円を追加し、1億8,366万2,000円に。1項の農

業費の追加でございます。

6 款商工費、既定額に38万5,000円を追加し、2 億4,592万6,000円に。1 項の商工費の追加でございます。

7 款土木費、既定額に104万7,000円を追加し、5 億3,749万5,000円に。2 項の道路橋梁費で61万5,000円の追加、5 款住宅費で43万2,000円の追加でございます。

9 款教育費、既定額に114万8,000円を追加し、2 億3,570万5,000円に。1 項の教育総務費の追加でございます。

12 款予備費、既定額から26万5,000円を減じ、136万1,000円に。1 項の予備費の減でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の907万3,000円を追加し、30億7,811万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については、副村長、課長のほうから説明をさせます。
続きまして、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1 ページをお開きください。議案第57号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

2 ページをお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、1 款総務費、既定額に39万4,000円を追加し、4,372万円に。1 項の総務管理費の追加でございます。

5 款予備費、既定額から39万4,000円を減じ、4,000円に。予備費の減でございます。

歳出合計、補正額は差っ引きゼロでございます。計として4,642万6,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続いて、令和6年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1 ページをお開きください。議案第58号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

総則、第1条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1 款簡易水道事業収益、既定額に81万3,000円を追加し、1 億2,282万1,000円に。第2 項の営業外収益の追加でございます。

支出に入ります。第1款簡易水道事業費用、既定額に81万3,000円を追加し、1億2,391万3,000円に。第1項の営業費用の追加でございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。1号、職員給与費、既定額に81万3,000円を追加し、610万5,000円に。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条中「6,890万8,000円」を「6,974万1,000円」に改める。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続いて令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算に入ります。

1ページをお開きください。議案第59号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算(第3号)。

総則、第1条、令和6年度赤井川村下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度赤井川村下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、下水道事業収益、既定額に92万5,000円を追加し、8,582万円に。第2項営業外収益の追加でございます。

続きまして、支出に入ります。第1款下水道事業費用、既定額に92万5,000円を追加し、8,436万円に。第1項の営業費用の追加でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第10条に定めた金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費、既定額に92万5,000円を追加し、986万8,000円にしようとするものです。

他会計からの補助金、第4条、予算第11条中「5,232万9,000円」を「5,325万4,000円」に改める。

令和6年12月23日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

すみません、簡易水道事業会計の1ページ目をお開きいただけますか。この第4条の条が抜けておりますので、ご訂正をいただければというふうに思います。

今回の補正予算につきましては、一般会計を含めたほかの会計につきましても先ほど条例を議決いただきました人件費等に係る経費と若干の補正ということでございます。後ほど詳しく内容についてはご説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご決定いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 副村長。

○副村長(大石和朗君) それでは、私のほうから令和6年度一般会計補正予算(第7号)

の歳入についての説明をさせていただきますので、一般会計補正予算書7ページ目をお開きください。

2、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に900万円を追加し、1億600万円にしようとするものです。内訳は、歳出の増額により歳入不足による財源補填を行うための増額でございます。

続いて、8ページです。20款諸収入、4項雑入、5項雑入、既定額に7万3,000円を追加し、3,067万3,000円に。内訳は、人勸による会計年度任用職員の雇用保険負担金の増額によるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、赤井川村一般会計補正予算（第7号）の歳出予算について説明させていただきます。

毎年の人事院勧告に係る人件費につきましては、例年であれば国家公務員法の給与法改正が11月中旬に臨時国会で可決成立し、その後村関係職員分につきましては第4回村議会定例会に補正予算を上程させていただいておりました。今年度につきましては、国家公務員の給与法が例年より遅く12月の臨時国会で法案が成立したため、このたびの村議会臨時会におきまして補正予算として計上させていただき、対象者には年内に支給を行おうとするものでございます。人勸の概要につきましては、先ほどの条例内容のとおりとなっております。

9ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に34万9,000円を追加して4,788万7,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告等に伴い、議員及び一般職員に係る人件費、2節給料から4節共済費を増額しようとするものでございます。

10ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に94万2,000円を追加して2億6,910万9,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告等に伴い、特別職、一般職、会計年度職員に係る1節報酬から4節共済費を総額94万2,000円増額しようとするものでございます。

次に、11ページになります。8目企画費、既定額に137万5,000円を追加して1億345万6,000円にしようとするものです。補正内容は、細目6の再生可能エネルギー事業費で12節委託料137万5,000円を計上しようとするものでございます。これは、来年度から2か年で実施予定しております役場庁舎改修業務に関わりまして令和5年10月から建物の解体、改修の作業を行う場合、あらかじめアスベスト使用の有無に関しまして有資格者による調査及び調査結果の報告が義務づけられました。庁舎に関しましては一部でアスベストが使用されていることが確認されていますが、建物全体の調査は行っておらず、このたび庁舎改修を予定するに当たりまして調査を実施いたしたく、アスベスト調査業務を新規計上し

ようにするものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に114万9,000円を追加して1億3,361万5,000円にしようとするものです。補正内容は、先ほどの説明のとおり、人事院勧告等に伴う対象職員の1節報酬から4節共済費を総額114万9,000円増額しようとするものでございます。

13ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に13万円を追加して3,047万円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告等に伴う対象職員の1節報酬から4節共済費を総額13万円増額しようとするものでございます。

14ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から219万3,000円を減額して2,768万円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告及び退職職員等に伴う対象職員及び退職者の1節報酬から4節共済費を総額219万3,000円減額しようとするものでございます。

15ページです。3目環境衛生費、既定額に173万8,000円を追加して2億7,071万6,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金で細目6、簡易水道事業費で81万3,000円、細目7、下水道事業費で92万5,000円を増額しようとするもので、人事院勧告及び決算業務等を行う対象経費の増額分を各企業会計の補助金として措置しようとするものでございます。

16ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に326万8,000円を追加して5,282万2,000円にしようとするものです。補正内容は、先ほどからの説明のとおり人事院勧告に伴う対象職員の1節報酬から4節共済費を増額しようとするものでございます。

17ページです。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に38万5,000円を追加して1億5,485万8,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴う対象職員の1節報酬から4節共済費を増額しようとするものでございます。

18ページ上段になります。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額に61万5,000円を追加して1億841万3,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴う対象職員の2節給料から4節共済費を増額しようとするものでございます。

同じく下段から19ページになります。1目住宅管理費、既定額に43万2,000円を追加して1億2,776万3,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴う対象職員の2節給料から4節共済費を増額しようとするものでございます。

20ページです。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に114万8,000円を追加して5,942万1,000円にしようとするものです。補正内容は、先ほど来からの説明のとおり、人事院勧告等に伴う対象職員の1節報酬から4節共済費で130万3,000円の増額、それと細目2、事務局費の8節旅費では会計年度職員の費用弁償を実績見込みにより15万5,000円減額しようとするものでございます。

最後に、22ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額か

ら26万5,000円を減額して136万1,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく申し上げます。

なお、23ページ以降に補正予算給与費明細書を添付していますので、後ほどご高覧ください。

○議長（岩井英明君） 高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） 続きまして、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明します。

4ページ目をお開きください。2、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に39万4,000円を追加し、618万4,000円にしようとするもので、人事院勧告に基づき人件費を増額するものです。

次に、5款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から39万4,000円を減額し、4,000円にしようとするもので、これは歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上で説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 続きまして、赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

2ページ、補正予算実施計画、3ページ、キャッシュフロー計算書、4ページから6ページ、給与費明細書、7ページ、8ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧ください。

9ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、1款簡易水道事業収益、1項営業外収益、1目他会計補助金、既決予定額に81万3,000円を加え、6,220万円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、既決予定額に81万3,000円を加え、3,091万7,000円にしようとするものです。主な内訳として、人事院勧告に伴う対象職員の給与、手当、法定福利費、負担金の増額と公営企業会計において令和7年度賞与引当金に繰り入れる賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の増額になります。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

2ページ、補正予算実施計画、3ページ、キャッシュフロー計算書、4ページから6ページ、給与費明細書、7ページから8ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほど御覧ご高覧ください。

9ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、1

款下水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金、既決予定額に92万5,000円を加え、4,862万3,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、1款下水道事業費、1項営業費用、3目総係費、既決予定額に92万5,000円を加え、1,333万3,000円にしようとするものです。主な内訳として、人事院勧告に伴う対象職員の給与、手当、法定福利費、負担金の増額と公営企業会計において令和7年度賞与引当金に繰り入れる賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の増額になります。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第57号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第58号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第58号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和6年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前10時56分閉会）